

第4章

タイにおける2008年消費者事件手続法の立法過程

西澤 希久男

はじめに

タイでは、裁判所における消費者事件の解決をよりいっそう促進するために、2008年消費者事件手続法（以下、消費者事件手続法という）が制定された。この法律では、消費者の権利を実質化するために、訴訟費用の無料化、手続の簡易・迅速化など、裁判所を利用しやすくするための方策が多数採用された。なによりも注目すべき点は、法律の知識が乏しい消費者のために、裁判所の手続における消費者自身の役割を重視する「当事者主義」から、裁判官の役割を重視する「職権主義」が採用されたことである。これは、タイ民事訴訟法に大きな変容をもたらすものであった。さらに注目すべき点は、この法律は消費者問題の解決機関のひとつであり、同法の適用主体である裁判所が草案を作成したことである。法解釈を役割とする司法が、本来の立場から踏み込んで立法に直接関与したのである。はたしてタイの民事訴訟のあり方を変革する立法がどのような過程を経て成立したのであろうか。司法裁判所がこのような改革に踏み出したのはいったいなぜなのであろうか。これらの問いを検討することにより、タイの民事訴訟の改革の性格を把握できると考えられる。

この消費者事件手続法については、起草過程において重要な役割を果たしたターニット・ケーサワピタック（Thanit Kesawaphitak）、チャンナロン・ブ

ラーニーチット (Channarong Pranicit) をはじめとした裁判官によるコメントが存在する (Thanit [2008], Channarong [n.a.]) が、その性格上から消費者事件手続法の内容の解説に終始している。またそのほかに Patchaya [2009], Phaiphun [2010] といった修士論文が存在するが、これらの両論文は、消費者事件手続法の内容の問題性を指摘するものであり、その方法は、消費者事件手続法が成立した背景やその過程をほとんど検討することなく、完成された法律を検討することに終始している。タイにおいては、元来外国法研究が盛んではなく、外国法を参照した場合でも、その法律の背景や立法者意思を探索するという研究手法はほとんど採用されない。そのため、成立した法律を所与のものとしてとらえてしまい、どうして法律を成立させることができたのか、また、法律の有する特徴、性格がどのようにして発生したのかについて検討することがほとんどない。それでは、法律の内容をより深く理解することは困難であると考えられる。そこで、本章ではそのような欠点を補うために、立法資料を用いて、消費者事件手続法の審議過程を視野に入れて検討することにより、タイにおける民事訴訟制度に大きな変容をもたらした消費者事件手続法が成立した過程を明らかにすることを目的とする。まず、第1節では、消費者事件手続法が民事訴訟制度にどのような修正を行ったのかを理解するために、法文の内容を概観する。第2節では、同法の立法過程がどのように進められたのかを辿り、この法律が実現した要因を検討する。第3節では、それまでの分析に基づき、タイにおける立法過程の特徴と問題点について検討する。

第1節 消費者事件手続法の内容と特徴

1. 消費者事件手続法制定の背景

タイでは、経済、社会が複雑化するにつれて、先進諸国が経験した数多く

の問題に直面する。そのうちのひとつが消費者問題である。消費者問題を解決するために法整備が試みられるが、始まりは国際的な消費者運動の影響を受けた1970年代以降である⁽¹⁾。各国の消費者団体で構成する国際コンシューマーズ・ユニオンズの働きかけを受けて、消費者問題を検討するための民間団体が創設されたのを皮切りに、政府内でも消費者問題への取組みが開始され、1979年消費者保護法（以下、消費者保護法という）に基づき常設的な消費者保護委員会が設置された。

しかしながら、消費者保護法は、ラベルや広告などを規制し、その実施機関として消費者保護委員会に権限を付与することを目的としているため、消費者を有利に取り扱う民事実体法は含まれていなかった。このため、情報偏差が激しい事業者と消費者との間で契約が締結された場合において、契約内容が消費者にとって非常に不利であっても、消費者保護法では対応できなかった。そこで、この問題を解決するために司法省が中心となって1997年不公正契約条項法（以下、不公正契約条項法という）が制定された。不公正契約条項法は、これまで意思の尊重、契約自由の原則といった近代法の基本原則を重視していたタイの司法界に修正を迫るものであった。たとえ、事業者、消費者間で合意されていた内容であったとしても、事業者や約款作成者などに有利な条項は不公正条項とされ、公正かつ当該状況に適切なかぎりにおいて適用できる（第4条）とし、契約条項の適用場面を制限している。これは、裁判所が契約条項を解釈する際に指針とするものであり、契約に対する既存の考え方の修正であった。

これら消費者保護関連法は消費者の権利保護に大きく寄与するものではあったが、大きな限界を抱えていた。なぜなら、最終的な救済を与える場のひとつである裁判所における手続は煩雑で時間がかかるうえに、訴訟費用負担の問題が消費者に重くのしかかるからである。法律の知識が乏しく、経済的にあまり余裕がない消費者にとっては、個々の被害額が少ない事件が多い消費者事件を解決するために、裁判所は利用しにくい紛争処理機関であった。そこで、消費者の権利を実質化するために、訴訟費用の無料化、手続の簡

易・迅速化など，裁判所を利用しやすくするための立法が必要となり，消費者事件手続法が制定された。

消費者事件手続法は，全66条よりなっている。構成は，前文，定義などが規定された後，第1章「一般規則」，第2章「第1審消費者事件手続」，第3章「上訴」，第4章「最高裁判所への上告」，第5章「判決前仮処分」，第6章「判決または命令の執行」，および「経過規定」となっている。

この法律は，裁判所による消費者事件のよりよい解決のために新しく作られた法律である。この目的を達成するためには，まず，消費者が訴訟を提起しやすくなるようにしなければならない。消費者が裁判所を通じて権利を実現するためには，まず訴訟を提起するか，または事業者から提起された訴訟に参加する必要がある。この段階において，訴訟提起・参加を躊躇させる要因があれば，消費者の権利実現は困難となる。そして，次に審理の進行を迅速，簡便にする必要がある。消費者事件は，消費者と事業者の間の訴訟である。両者の間には情報の非対称性があり，消費者は，通常，非常に不利な状況にある。また，審理が長期間に及ぶとしたら，時間と金銭面において問題を有する消費者は，訴訟を継続することを断念しなければならない。また長期化は救済を得るまでに時間がかかることも意味する。訴訟の長期化は，訴訟提起を躊躇させる要因となるので，第1の訴訟提起にも関係する。また，消費者が参加しやすい手続と審理の迅速化が求められる。最後に，判決・執行についての問題がある。消費者にとって重要なのは，判決・命令の内容はもとより，判決・命令の実現の確保である。それは，判決・命令の内容が，できるだけ早く，かつ完全な形で実現できるかである。いくら消費者にとって有利な内容の判決が出されたとしても，それが実現できないならばなんの意味も有しない。また，消費者事件において，消費者が得た判決を実現する上で，事業者の責任財産の有無が重大な問題となる。責任財産を散逸させないためにも，判決後はもとより，判決以前からの対応が必要となる。そこで，以下では，訴訟提起，審理，判決・執行に分けて，消費者事件手続法にある特徴的な条文を取り上げて，その概要をみていく⁽²⁾。

2. 訴訟提起段階

(1) 手数料

訴訟提起に関連する問題としてまず、訴訟費用の問題がある。訴訟費用が低廉であれば、消費者としても訴訟提起をすることが容易になる。訴訟費用にはさまざまなものが含まれるが、通常、訴訟を提起するためには、訴額が5000万バーツ以下の場合、手数料として訴額の2%を支払わなければならない(民事訴訟法典表1)。その他もろもろの手数料が存在するが、消費者が訴訟を提起する場合、消費者は裁判所への手数料を支払う必要はない(第18条第1項)。しかし、弁護士費用は免除されない。

手数料の支払いをする必要がなくなると、訴訟の提起が容易になる反面、濫訴の恐れも出てくる。その対応として、消費者が合理的な理由なく訴訟を提起したり、過剰な請求を行ったり、不適当な振る舞いをしたりするなどの場合には、裁判所は免除された手数料の全部または一部の支払いを命じることができる(同条第2項)。

手数料免除と関連して、裁判所が被告である事業者が手数料を支払うべきであると考えた場合は、支払いを命じることができる(同条第3項)。

(2) 提起方法

次に訴訟提起の際における手続の問題がある。実際に訴訟を裁判所に提起する場合、通常の民事訴訟においては、手続は書面で行うこととなる(民事訴訟法典第172条第1項)。消費者事件においては、書面だけでなく、口頭による提起も認められている(第20条第1項)。口頭による訴訟提起の場合には、事件担当官が記録を作成する。既存の制度においても、少額事件においては、書面だけでなく、口頭による提起も認められていた(民事訴訟法典第191条第1項)。後述するように、消費者事件手続法においては、訴額に関係なく少額事件手続と同様の手続が採用されているので、口頭での提起も同様に認め

られたと考えられる。

(3) 代理訴訟

手数料等の免除など、消費者が訴訟を提起しやすくなってきているが、やはり消費者自身が訴訟を行うことは難しい場面がある。代替して訴訟を進行してくれる者なり、団体が存在すれば、消費者にとって非常に有益である。このような制度は消費者保護法第39条以下において認められており、それを受けて消費者事件手続法においても代理訴訟が定められた。消費者保護法第39条は、消費者の権利が侵害されている事件において、消費者保護委員会がかかる事件への介入が消費者全体の利益になると判断したときは、消費者に代わって訴訟をすることができるとした。また、消費者保護または不正競争への反対を目的とし、省令に定められた基準を満たした協会は、消費者保護委員会の認可を得ることにより、消費者に代わって訴訟を提起することができる（消費者保護法第40条）。認可された協会は、消費者保護のために民事・刑事訴訟を提起することができるが、損害賠償の請求については、協会の構成員の場合のみに限定される（消費者保護法第41条第1項、消費者事件手続法第19条第2項）。消費者団体が個別の損害賠償請求を行える点にフランス法の影響がみられる⁽³⁾。

消費者保護委員会または認可された協会が代理訴訟を提起する場合は、消費者の指名、住所を明示しなければならない（第19条第2項）。また、訴訟の取り下げや和解をする場合には、関係する消費者からの書面による同意が必要であり、かつかかる同意を裁判所に表示しなければならない（同条第3項）。訴訟の取り下げの場合、裁判所は、かかる取り下げが消費者保護全体に対して悪影響を及ぼさないときのみ、許可命令を発することができる（同条第4項）。

(4) 事件担当官

消費者事件手続法は、消費者事件の提起を容易にしているが、法律の知識

が乏しい消費者をそのまま放置するのではなく、サポートする役割をもつ担当者を新設した。それが、事件担当官である。事件担当官とは、本法に基づく職務を果たすために、司法裁判所事務局が任命する者である（第3条第5項）。

上記定義規定に続いて、事件担当官の職務、資格が規定されている。事件担当官は、消費者事件を進行するにつき、裁判所を支援することを職務とする。その内容は、①消費者事件の調停、②証拠の調査、収集、③証言の記録、④審理前および審理中において当事者の権利を保護する行為、⑤本法に定められた他の行為の実施である（第4条第1項）。事件担当官となる資格は、①法学の修士号または博士号を有すること、②法学の学士号を有し、法曹協会の普通会員であり、かつ司法裁判所事務局が定める法律実務に1年以上携わっていること、または③法学および司法裁判所事務局が定める他の分野の学士号を有し、かつ司法裁判所事務局が定める専門実務に4年以上携わっている者である（第5条第1項）。

(5) 適用除外

タイにおいては、裁判所に契約の履行を請求する場合、いくつかの契約においては、書面等の要式が求められることがある。その要式を満たしていない場合には、訴訟を提起できたとしても、履行を求めることができないので、訴訟提起をする意味がなくなってしまう。この論点についても消費者事件手続法は対応している。第10条は、書面証拠についての規定である。タイにおいては、いくつかの法律行為に関して、責任を有する者の署名入りの書面証拠がない場合には、裁判所に対して履行請求をすることができない。たとえば、民商法典においては、保証契約（第680条）、和解契約（第851条）、保険契約（第867条）などをあげることができる。これらの契約類型においては、署名入りの書面証拠が存在しない場合、問題に直面した消費者は裁判所に問題の解決を求めることができなくなってしまう。意図的に書面による証拠を事業者が残さない場合には、その問題性は顕著となる。そこで、消費者が事

業者に対して債務の履行を請求する場合には、署名入りの書面証拠を要求する規定を適用しない、とした（第10条第1項）。

また、要式を求める契約も存在する。たとえば、不動産売買契約の場合は、書面により行い、かつ登記をしなければ無効となる（民商法典第456条）。無効であるので、その後の取り扱いは、本来は不当利得の問題となるはずであるが、消費者事件手続法では手付けや一部履行が行われている場合は、法律に定められている要式により契約を締結するかまたは債務の履行を裁判所に請求することができる（第10条第2項）。消費者が意図した結果を招来するために設定された例外である。

そのほか、悪質な事業者の場合、さまざまな手段を講じて、消費者と契約を締結しようとする。契約を締結することにより、特別な利益が得られると消費者を思い込ませて、契約を締結させる。特別な利益については、書面による証拠を残さないこともあり得る。このような場合においては、契約を書面により行うか、または書面による証拠を法律が要求していたとしても、事業者が消費者との間に合意した、契約書には表れていない特別な利益についても、契約の一部を構成するとし、消費者は特別な利益を認める合意を証明するために、証人または証拠を提示することができる（第11条）。

(6) 時効

訴訟提起ができたとしても、判決を得られない場合のもうひとつの例として、請求権の消滅がある。これまでの原則は、民商法典第448条に定められていた。そこでは、損害賠償請求者が不法行為および損害賠償義務者を知った時から1年を経過したとき、または、不法行為の発生から10年経過したときは、損害賠償請求権は消滅する、と定められている。不法行為の発生と損害賠償義務者を知った時から1年で請求権が消滅するというのは非常に短い期間であるし、また不法行為の発生を知っていたとしても、損害が発生するまでに時間がかかる場合には、このような規定では対応できなくなってしまう。そこで、第13条は、生命、身体、健康に関する損害であり、かつ物質の

蓄積や症状が発現するまで時間がかかる場合は、損害賠償請求権の時効を3年とした。また、損害の発生を知った時から10年間を経過すると同様に消滅する。民商法典の定める原則との違いは、損害の発生を知った時から時効が開始する点である。

(7) 受訴裁判所

そのほか、訴訟提起に関連して重要なものに、受訴裁判所がある。事業者が消費者を訴える場合において、事業者が消費者の住所またはその他の場所を管轄する裁判所に訴訟を提起できるときは、事業者は消費者の住所を管轄する裁判所のみで訴訟を提起することができる（第17条）。遠方に訴訟提起することにより、消費者の欠席を狙うことを防ぐ目的と考えられる。

3. 審理

裁判所が判決を下すには、その判断材料として事件の事実や証拠を収集する必要がある。この証拠収集を当事者の権限とする考え方を弁論主義といい、裁判所の権限とする考え方を職権探知主義という。通常、財産関係を対象とする訴訟においては、弁論主義が採用される。タイにおいても、民事訴訟法典は弁論主義を採用している。しかしながら、当事者である消費者だけが証拠提出できるとなると、訴訟における重要点を理解していない消費者は、適切な事実や証拠を提出することができず、裁判による解決を得られなくなる可能性がある。そこで、消費者事件手続法は、証拠収集において職権探知主義を採用した。

一般的に、職権探知主義が採用される理由は、裁判所による真実発見の高度の必要性（公益性）があること、判決の効力がひろく第三者にも及ぶ関係があるので、その判決の資料の収集を訴訟当事者にまかせては、訴訟に関与しない第三者の利益を著しく害する恐れがあること、などである（鈴木[2000:184]）。本法においては、消費者全体の利益を考慮する必要があるため、

職権探知主義が採用されたと考えられる。そして一般原則を定める第33条によれば、事件の諸事実を明確にするため、裁判所は、自身で証拠を収集することができる。この場合において、裁判所は事件担当官に必要な証拠を収集・検査し、かつ裁判所に報告をすることを命じ、または情報提供等をするために、消費者保護委員会事務局、各種機関、利害関係人を召還する権限を有する。

(1) 証拠調べ

収集した証拠について証拠調べをする際にも、裁判官の役割が非常に大きい。第30条は、同一事業者に対して類似事件の訴訟が提起された場合の証拠の転用について定めている。ある消費者事件において確定判決が出た後、同一の事業者に対して、同一の争われている事実を有する消費者事件が新たに提起された場合、新事件の裁判所は、証拠調べをすることなく、前訴と同一であるとみなす命令を出すことができる。しかし、前訴における事実が事件を判断する上で不十分であるか、または不利益を被る訴訟当事者に反論の機会を与えるために、裁判所は、証拠調べを行うために自身で証拠を収集し、またはかかる当事者に追加的に証拠を調べることを許可することができる。

裁判所は証拠調べのための命令を出す場合には、証拠調べをする当事者に、提出される証拠について尋ね、そしてそれについて記録を残すか、または当事者に証拠リストの準備を命じ、定められた期間内に提出することを命じる(第31条)。証拠調べの前において、裁判所は、争点を当事者に告知する(第32条)。

職権探知主義が採用されるなど、消費者事件手続法は職権主義の性格を色濃くもっている。それは、証人尋問にも表れている。証人が当事者または裁判所のいずれに呼ばれたにかかわらず、裁判所が証人を尋問し、当事者またはその代理人は、裁判所の許可があるときのみ証人を尋問することができる(第34条)。

これまで、証拠収集、証拠調べにおいて裁判官の役割が大きいことを説明

してきたが、そのほかにも審理における重要な原則が採用されている。それは、立証責任の転換である。

(2) 立証責任の転換

消費者と事業者との間の訴訟において問題となることは、情報の非対称性である。通常、詳細な情報を有しているのは事業者のみであり、また情報を有しない消費者にとって立証責任を完全におおわれるとしたら、救済を得ることは非常に困難となる。そこで、商品の製造、組立、デザインもしくは内容、サービスの提供、またはその他の行為に関する事実を証明する必要がある場合で、裁判所が、事業者のみに情報が存すると判断した場合には、事業者が立証責任を負う（第29条）。立証責任の転換が明示的に定められている。

そのほか、消費者事件手続法においては調停前置主義が採用されている。調停人となるのは、事件担当官または裁判所による指名もしくは両当事者の合意により選任された者である（第25条第1項）。さらに、迅速な審理を実現するために懈怠についても定めている（第26～28条）。また、訴訟を進行する上で、さまざまな期間設定がされるが、これを杓子定規に適用しては、妥当な結果が得られない場合が容易に考えられる。そこで、裁判所が適当と考える場合、または当事者からの請求に基づき、裁判所は、必要に応じてかつ正義のために、消費者事件手続法、消費者事件手続法により適用が定められている他の法律、または裁判所が定める規則における期間について、その伸縮をすることができる（第15条）

4. 判決・執行

判決の段階においても、消費者の利益を実質化するために、さまざまな規定が存在する。消費者が被った損害を正当に保障する意図をもつ規定から、加害者に重い損害賠償義務を課すことにより、不法行為を防止し、また消費者が判決で得た権利を確保するための制度が設計されている。

(1) 請求額修正

民事訴訟における原則は、原告の請求額を超えて損害賠償を認める判決を出すことはできない（民事訴訟法第142条）、というものである。しかし、消費者事件手続法によれば、消費者が原告である場合に、請求する損害賠償や履行が不十分または不相当であるときは、裁判所は、原告の請求以上の形で、正確または適切な救済が得られるように、損害賠償額を増額し、または適当な執行を得られるようにする権限を有する（第39条）。

(2) 修正権の留保

身体、健康等に対する損害が発生した場合には、実際の損害を算定することができないときがある。たとえば、訴訟時には損害があまりみられなかったが、その後発生することも考えられる。民商法典においても、そのような場合についての規定が存在していた。民商法典第444条は、判決時点において実際の損害が明らかでないときは、裁判所は2年を超えない期間内に判決を修正する権利を留保することを判決のなかに示すことができる、とする。これは、スイス債務法第46条第2項の影響を受けていると指摘されている（Phaicit [2007: 212]）。消費者事件においても、民商法典に定められているように、判決の修正を留保することができる。その場合、民商法典とは異なり、10年以内に期間が延長されている（第40条）。

(3) 交換

消費者事件が製品の不良に基づく場合、消費者がどのような対応をとることができるかが問題となる。通常、製品に不良がある場合には、瑕疵担保責任の問題となる。民商法典においては、瑕疵担保責任の効果が明確に定められていないが、ウィサヌによれば、契約の解除のほかは、損害賠償請求となる（Witsanu [2006: 227]）。実際問題として、損害賠償請求だけで、瑕疵修補や交換などを請求できないのは、救済として不十分であることは容易に想像がつく。そこで、消費者事件手続法では、消費者が製品の欠陥に関する責任

について事業者を訴えている場合において、かかる欠陥が引渡時点から存在し、通常の動作状況に修理不能であるか、または、修理して使用しても、身体等への損害の原因となり得るときは、裁判所は、修理の代わりに交換を命じることができる（第41条）。

（4）懲罰的損害賠償

消費者に対して事業者が損害を与える場合はさまざまな形態が考えられるが、消費者を食い物にして自己の利益を図る場合など事業者の有責性の度合いが非常に高い形態のものがある。このような形態による消費者への損害発生を食い止めるには、悪質な事業者に対して制裁を与えることもひとつの選択肢となる。そこで、消費者事件手続法は、消費者を害する意図を有して行った行為や、著しい過失に基づく行為などにより事業者が消費者に損害を与えた場合には、裁判所は現実損害に加えて、懲罰的損害賠償を命じることができる（第42条第1項）。この場合、現実損害が5万パーツ超の場合にはその2倍、5万パーツ以下の場合には、その5倍までを上限とする（同条第2項）。

（5）リコール

裁判所が消費者問題に関与するのは、消費者等からの訴えを受けてからである。自らが問題を発掘し、取り上げるわけではない。しかし、個別案件を審議する際に、その他消費者一般の利益に関する問題が出てくることもある。その消費者一般の利益にかかわる問題については、通常、裁判所として対応することはできない。しかし、消費者保護という観点からすると、訴訟のなかで明らかになった消費者一般の利益に関する問題をそのまま放置するのではなく、なんらかの対応がとることができれば、裁判所はより消費者保護に寄与することができる。そこで、消費者事件手続法は、生命等に損害を与える可能性がある製品が販売され、または、依然として市場に残っているという事実が明らかになり、かつ他の予防措置をとることができないときは、裁判所は、リコールや製品の破壊を事業者に命じることができる（第43条

第1項)。

(6) 法人格否認

消費者が事業者相手に訴訟を提起して勝訴したとしても、事業者の責任財産が十分でなければ、実際の救済を得ることはできない。事業者が自然人の場合、事業者財産が不十分であれば、それはすなわち個人財産も不十分であることを意味する。しかし、事業者が法人の場合、株主や経営者とは別個独立の財産であるため、事業者自身は財産が十分ではないが、株主等の個人資産が潤沢にある場合がある。法人制度の趣旨からして、法人事業者の債務を、別人格である株主や経営者に負わすことは通常できない。しかし、法人事業者自身が法人制度を悪用する形で設置された場合や、意図的に法人財産を移転するなどの行為が行われた場合には、法人格を取得することにより得られる利益を享受させる必要はないといえる。そこで、消費者事件手続法は、法人格否認の法理を採用して、一定の要件の下で、株主や経営者などに、法人事業者と共同で責任を負わすことができるとしている。

どのような場合に法人格が否認されるかという点、法人である事業者が訴えられている場合で、かかる法人が害意をもって設立されたり、害意をもって活動をしていたり、もしくは消費者に対する詐欺に関与したり、または法人財産を他の者の利益のために移転している場合で、かつ、法人財産が訴えに基づく債務の支払いに不十分で、当事者の請求または裁判所が適当とみなしたときには、裁判所はパートナー、株主、経営者、財産の移転を受けた者を共同被告として召還し、法人が消費者に対して負う債務について法人と共同して責任を負うことを判示することができる(第44条第1項)。法人から財産の移転を受けた者は、受領した財産の価額を上限として、共同して責任を負うものとする(同条第2項)。

執行においても、民事訴訟法典と異なる制度を採用している。

(7) 判決前仮処分

通常の訴訟の場合は、訴訟が提起される以前においては、裁判所は介入することはできないし、また判決を出したとしても、当事者以外に効果を及ぼすことができない (Medhi [2008: 8])。しかし、事前に準備をしている一部の悪徳な業者との関係でいえば、訴えの提起以前から介入ができることが、消費者保護の点からは望ましい (Medhi [2008])。そこで、消費者事件手続法においては、訴訟提起前における仮処分手続が定められている。

消費者事件が提起される前において、民事訴訟法典第254条(2)に基づいて判決前仮保全措置命令を發布することを裁判所に請求できる原因がある場合、または消費者全体の利益を保護するために、被告の行為を禁止する仮差止命令を裁判所に請求する必要がある場合には、原告となる者は、訴訟提起以前において、前記の仮処分を求めることができる (第56条第1項)。第56条第1項に基づいて請求する場合には、事業者を被告として訴える原因を示す事実および裁判所がかかる請求に従って許可を与えるべきであると合理的に考えるに十分な事実を摘示しなければならない (同条第2項)。

第56条に基づく請求により許可を命ずるときは、次の要件を満たさなければならない。まず、適切かつ十分な原因が存すること。第2に、請求者の損害の性質が金銭もしくはその他の物によって補償され得ない、または被告として訴えられる者が請求者の損害を賠償する地位にいない、または被告として訴えられる者に対して判決の執行を後にすることが困難であること、または消費者全体に対して、事後の補償が困難な損害が発生しうることである (第57条第1項)。

訴訟提起前における仮処分は、訴訟提起が前提となっているのはいうまでもない。そこで、第56条に基づく請求者が、許可命令が裁判所から出された場合において、かかる命令の日から15日または裁判所が定める期間内に訴訟を提起しなかったときは、かかる命令は期間満了日に取り消されたものとみなす (第61条)。

(8) 執行令状

判決または命令が出されたとしても、それが執行されなければ意味がない。判決を実質化するためにも、執行をいかに確実に行うかが重要である。

タイにおける一般的な執行手続においては、執行を必要とする判決または命令が出されたのと同日に、期日と方法が記載された執行文が出される（民事訴訟法典第272条）。そして、期日が満了した段階でまだ判決債務者による履行がなされていないときは、判決債権者は、執行令状の付与を請求する（同第275条）。

一般的手続の場合において、執行文と執行令状が出される間にどうしても時間差が生まれてしまう。執行文に定められた期間内には執行令状を請求することができないので、その時間差を利用して財産の移転、隠匿が行われた場合には、実際に執行ができなくなってしまう（Winai [2008: 258]）。そこで、消費者事件手続法は、執行令状発給前において、判決債権者が損害を被った場合、または執行が不可能となり得る場合には、判決債権者はただちに執行令状の発給を請求することができる（第64条）。

そのほか、確定判決の後に、判決を執行することを不可能となる困難が発生し、または判決を執行するためになんらかの手当が必要であることが明らかになったときは、裁判所は、状況に応じて必要かつ適当な形で困難を解決するために、命令を発布することができる。

上述の内容を有する消費者事件手続法の施行により、消費者と事業者間の訴訟が同法により規律されることとなった。表1は、消費者事件手続法が施

表1 第一審裁判所における民事事件・消費者事件の推移

	2008	2009	2010
消費者事件数	97,546	415,225	397,261
(比率)	(14%)	(70%)	(69%)
民事事件総数	704,031	593,776	574,108

(出所) Samnakngan san yutitham [2009, 2010, 2011] より筆者作成。

行された2008年以降、第一審の消費者事件数および民事事件総数（消費者事件を含む）の推移を示したものである。

原告の属性によって分類した統計がないため、消費者による訴訟提起数が増加したかは判明しないが、2009年、2010年において約40万件の消費者事件が提起されており、消費者事件が民事事件の約70%を占めていることがわかる。一般の民事事件より、裁判官を含めた裁判所の役割が増大している消費者事件が約70%を占めているので、裁判所の大幅な負担増が懸念される。また、訴訟数の大幅な増加がみられないため、消費者または事業者による濫訴は生じていないと思われる。

第2節 消費者事件手続法の立法過程

タイにおいては通常、省庁によって作成された草案は、閣議を経て、法制委員会での審査、審議を経たのち、国会に提出される。消費者事件手続法の制定は、司法裁判所が中心となって進められた。審議の基本となる草案は、司法裁判所が作成したものであったが、ほかにも司法省による草案が存在した。司法省草案の存在は、2007年憲法が施行されるまでは、司法裁判所に法案提出権が存在しなかったことが原因である。チャンナロン・プラーニーチット控訴裁判所判事によれば、法案提出権のなかった司法裁判所は、消費者事件手続法の審議を法制委員会において開始するためには、内閣に草案を提出する必要がある。担当省庁は、司法省であるが、司法省の立場からすると、外部組織が作成した草案をそのまま提案することには抵抗があったため、司法裁判所草案を若干修正し、司法省草案としていた⁽⁴⁾。この結果、草案が複数存在することとなり、そのため、どちらの草案をもとに閣議、さらには法制委員会に付されるのか決定する必要が生じた。そこで、司法省は、司法裁判所草案と司法省草案のどちらを法制委員会での審議に付するための草案とするか否か選定する会議を2007年2月23日に開催した（Krasuang yuthitham

[2007])。この会議には、司法省、司法裁判所、財務省、検察庁などから派遣された16名が参加した。司法裁判所からは、チャンナロン判事、ボンデット・ワーニットチャキティクーン (Phongdech Wanitchakitikul) 最高裁判所長官事務局付首席判事ほか1名が参加した。チャンナロンは、後に続く法制委員会、国家立法議会における特別委員会にも参加する。司法省からは議長を含めた4名が参加していた。会議の結果、司法裁判所草案を選択することが決定されたほか、その草案に対する意見を各関係当局から提出してもらい、法制委員会の審議の際に参考とすることとした。

同法案は司法省によって閣議に提出され、2007年4月3日に了承された後、法制委員会で審議されることとなった (Kritsadika [2007r: 1])。

1. 法制委員会における議論とその特徴

法制委員会での審議は、常任委員会ではなく、2007年7月19日付の法制委員会事務局命令2007年117号によって設置された特別委員会により行われた (Kritsadika [2007f]) 特別委員会は6人の委員により構成される。元最高裁判所長官で、枢密院顧問官のチャムラット・ケーマチャー (Chamras Kemacharu) が委員長となり、そのほか委員として、最高検察庁長官チャイカセーム・ニティシリ (Chaikasem Nitisiri)、最高裁判事のターニット・ケーサワピタック、チュラーロンコーン大学法学部教授のピチャイサック・ホーラヤーンクーン (Phichaisak Horayangkun)、元最高裁長官で、枢密院顧問官のアッタニット・ディッタアムナート (Atthaniti Disatha-Amnarj)、法制委員会職員で常任法律起草委員のチューキアット・ラッタナチャイチャー (Chukiat Ratanachaichan) がいた。いずれも2006年に選任された法律起草委員であった。6委員のうち、裁判所関係者が3名入っており、半数を占めた。裁判所における訴訟手続という専門的な内容であり、かつ裁判所に特化した内容を有する法律であったためか、裁判所関係者が多数入った。

法制委員会での審議の中心は逐条審議である。消費者事件法案の審査は、

原則的に委員外の参加者が法案内容の説明を行い、それに対して質疑を行うという形式をとった。法案内容の説明は、チャンナロンが行った。

一般的に言えば、草案の内容を検討するために、担当の委員会に対して草案が提出された場合、その草案に対する対応としては以下のものが考えられる。①提案どおり承認、②文言修正程度の軽微な修正を施して承認、③項、号の増減などにより規定される内容を増減した上での承認、④条文配置が適切ではないため、配置場所を変更する、⑤条文自体の削除である。上記の対応については、単独で行われる場合もあれば、複数が重畳して行われることもある。

消費者事件手続法草案は全66条で構成されており、公布されたものと、条文数は同じである。しかしながら、法制委員会に提出された法案がそのまま採用されたわけではない。意味を明確にするために文言修正が施された条文が多数あるほか、原則修正に関わる大幅な変更が加えられ、または新たに追加された条文がいくつか存在する。以下では、審議に大幅な修正が加えられた条文を取り上げて、司法裁判所が想定した当初の制度がどのように変容していったのかを検討していく。

委員会における審議は、まず消費者事件手続法の立法理由の説明から始まった。現在、消費者に関する訴訟が増加しており、それは不法行為だけでなく、契約違反に及んでいる。このような状況下において、消費者と事業者間の争いを減少させ、消費者の権利を保護し、消費者の損害を救済するために、便利、迅速、簡単で、時間と費用を節約できる手続規定が必要であるため、起草したとする (Kritsadika [2007a: 2-3])。

引き続き、草案に対して事前に提出されていた各省庁からの疑問点について議論することが委員長より提案された。もっとも注目すべきは、最高検察庁事務局から出された意見書である。最高検察庁事務局は、25項目にわたって草案の問題点を指摘する (Krasuang yutitham [2007])。意見書は根本的な問題として、消費者保護を目的とした立法の意図はよいとしながらも、法の支配 (Rule of Law) をしっかりと考慮しなければならないと述べた上で、次の

ような根本的な問題点をあげて批判する。具体的には、第1に、憲法を最高法規として有し、人民の代表によって構成される国会により制定された各種法典を有するタイは法治国家であるので、手続等の詳細について定めるのに、最高裁長官規則が簡便であるからといって利用するのではなく、しっかりと立法府が関与した法律の形式を採用すべきである。第2に、同草案により裁判官の権限がこれまでより拡張したので、消費者事件を担当することができる裁判官の資格を明らかにし、これを法定する必要がある。第3に、消費者を保護するために、通常の民事事件と比して、事業者の義務が大きすぎる、と指摘した (Krasuang yutitham [2007])。財務省、文官委員会事務局、公共部門開発委員会事務局、予算局事務局は、事件担当官、消費者事件部の設置による経費増大の問題に関連して、新設の必要性について再検討を求めた (Krasuang yutitham [2007])。

(1) 事件担当官・消費者事件部

各省庁からの意見書に基づき、まず特別委員会で取り上げられたのは、事件担当官に係る草案第4条および第5条の規定である。第4条は、新たに第1審の管轄を有する各裁判所に消費者事件を専門的に取り扱う消費者事件部を設置することを定める。第5条は、消費者事件部に所属する常勤の職員として事件担当官を新たに配置することを定めるとともに、事件担当官の職掌についても規定する。

上記の条文について、文官委員会事務局の代表は、人員増にともなう人件費の増加が予想されるので、司法裁判所に対して、必要性等について再度検討することを求めた。また、最高検察庁事務局の代表は、職権主義を実現するために事件担当官は証拠収集等を行うが、行政裁判所における同様の制度と比較して、この規定では不十分であるとした。さらに、立法理由と関わるのであるが、最高検察庁事務局は、そもそも消費者に関連する事件は少ないので必要性がないと主張した (Kritsadika [2007a: 4])。

2名から出された予算面と権限面に関する指摘に対し、チャンナロンは、

消費者事件部を設置し、常勤の事件担当官を配置するのは、通常事件の遅延を防ぐのが目的であり、また裁判官の数は増加させないと回答した。また、事件担当官の職務は、裁判所の活動の支援であると説明した。

さらに最高検事務局は、規定上、授権することなく事件担当官はさまざまなことが遂行でき、また権限が大きいことを問題視し、人民の権利、自由と裁判所の権限に影響を及ぼす可能性があるとは指摘した (Kritsadika [2007a: 7])。これに対し、事件担当官に求めるのは補助業務であり、また、事件担当官が職務を遂行する前には裁判所命令が出されるので問題はないとチャンナロンは回答した (Kritsadika [2007a: 7])。その後、2つの条文は、逐条審議の際に再度検討することとなり、第1回会議では議論は終了した。逐条審議の状況は、資料の欠缺により判明しないが、最終的には第4条は削除され、消費者事件部は設置されなかった。また、第5条については、事件担当官の職務、権限についての規定方式が修正されたのみで、実質的な内容の修正は行われなかった。

(2) クラス・アクション

委員会審議の過程で、削除されたもうひとつの例は、クラス・アクションに関する規定である。クラス・アクションは、当事者の多数性、争点の共通性、請求の典型性、代表当事者の適切性などの要件が満たされる場合に認められ、代表当事者が得た判決は勝訴・敗訴にかかわらず、クラスを構成する者全体を拘束する集団訴訟の一類型である (大村 [2011: 338-339])。消費者という多数性を有する主体が当事者となる消費者事件においては、このクラス・アクションは有効な訴訟形式のひとつである。第4回の委員会における審議で、クラス・アクションに関する草案第19条の審議が行われた。その際、事務局から、法制委員会で起草中のクラス・アクションに関する法律と異なる部分があることが指摘された (Kritsadika [2007b: 6-7])。また、委員長からは、いまだ立法議会で審議されていないので、原則が変わる可能性があるのではないかと懸念が表明された。チャンナロンは、クラス・アクションの条

項を入れた理由として、現在起草中のクラス・アクションに関する法律がいつ制定されるか見通しが見つからないことを挙げた (Kritsadika [2007b: 7])。これに対し、ターニットは、第19条の削除を提案した。それは、いずれクラス・アクションを定める法律が施行されれば、消費者事件も当然それに含まれてクラス・アクションをすることができるし、また、もし消費者事件手続法が先行的に導入したら、クラス・アクションにおける懈怠や審議手続などその他詳細を定める必要が出てくると主張した (Kritsadika [2007b: 7])。結果として、第19条は削除され、消費者事件においてクラス・アクションを先行的に導入することはなくなった。

(3) 判例修正権の留保

委員会審議で変更されたもうひとつの例は、ターニットの提案による判決修正権の留保に関する条文である。草案第40条は、判決修正権の留保について定める。草案第40条は、身体、健康等に損害が発生した場合において、判決時点における実際の損害が明らかでないときは、裁判所は2年を超えない期間内に判決を修正する権利を留保することを判決のなかに示すことができるとし (第1項)、さらに、2年経過後に損害が明らかになった場合、相手方の反論の機会を保障して、消費者は裁判所に損害賠償増額の請求をすることができるとした (第2項)。第1項の内容については、民商法典第444条の内容と同様であり、判決当時に損害が完全に発現していない場合に備えての規定である。第2項は、2年を経過した場合になら保護されないのは問題であるので、増額の請求をする機会を付与した (Kritsadika [2007c: 15])。ターニットは、原則には賛成しながらも、この草案の規定の方法に明確に反対した。その理由として、2年以内ならば、裁判所はなんの証明をすることなく、自身で判決内容を変えることができることを挙げた (Kritsadika [2007c: 16])。この点については、ピチャイサックからも同様の懸念が示された (Kritsadika [2007c: 16])。そこで、ターニットは第2項の削除と第1項の修正を提案した。修正内容は、2年という期間制限を廃し、期間は裁判所が定め

るとし、さらに相手方の権利を保障するために、修正前に相手方に反論の機会を与えなければならないとした（Kritsadika [2007c: 16]）。この提案はそのほかの委員の賛同を受け、ターニットが提案した内容に修正された。

(4) 最高裁への上告

最高裁への上告を法律問題に限定する草案第51条も大きく変更された。一般の民事事件においては、最高裁への上告は訴額による制限はあるが、事実問題についても認められている（民事訴訟法典第248条）。この点については、最高検察庁からの意見書でも事実問題についても上告できるように修正することが求められたほか、他の多くの委員から法律問題に限定することに疑問が呈されたため、同規定は、司法裁判所が持ち帰って再検討することとなった（Kritsadika [2007d]）。司法裁判所は、再検討の結果、民事訴訟法典と同様に訴額による制限をつけて、事実問題についても最高裁への上告を認める修正提案を提出し、委員会で承認された（Kritsadika [2007e]）。

(5) 小括

1週間に1回のペースで開催された特別委員会は18回に及ぶ会議を経て、2007年11月11日、最終的に当初の提案上分数より3条少ない全63条に草案は修正され、法制委員会での議論を終えた。法制委員会での審議の特徴として次の点を指摘できる。

第1に、委員から修正の提案がありながらも、修正されることなくそのまま委員会で承認されることもあった。そのなかで注目されるのは、最高検察庁事務局からの意見書に基づく修正提案の取り扱いである。なかでも手続規則の法定、消費者事件担当裁判官の資格の法定、事業者に対する過度の負担の軽減を求める提案は委員会で採用されず、その他の定義や意味内容を明確化する提案のみが採用された。

第2に、法制委員会での議論をみると、消費者事件手続法制定の目的である、訴訟の迅速化、消費者の権利保護、消費者被害の救済といった内容に関

係する条文については、軽微な文言修正を除けば、ほとんど提案どおり通過した。弁論主義から職権主義への変更という大改革といえる提案についても、議論がほとんどされることなく承認された。根本原理の転換や新しい制度の導入については、あまり活発な議論が行われなかった。

第3に、裁判所対検察という構図が見て取れる形で議論が行われた。議論の中心は、施行細則の法定化である。検察は、消費者事件手続を実施するための細則を法律に定めることを要求していたが、これについては国会の議を経る必要はない、最高裁判所長官規則等の司法裁判所単独で制定できる形式が維持された。検察が立法府の関与を要求した理由は、消費者事件が民事事件の一類型であるとはいえ、裁判所における訴訟手続の大部分を自らが制定に関与することができない最高裁判所長官規則等に委ねられることが、刑事事件手続に波及することを危惧したのではないかと推測される。

最後に、消費者事件手続法の目的に大きく関係する部分については、ほとんど提案どおりに承認された。上述のように、クラス・アクションと判決修正権の留保については、削除、修正が行われたが、それは現職裁判官たる委員によるものであった。現職裁判官であるターニットは消費者事件手続法制定の中心人物であるが、彼が委員会審議のなかで司法裁判所提案を擁護するのではなく、修正、削除を提案した。この事実は、提出された草案の完成度が高くなかったことを示す事実と考えられる。

2. 国家立法議会における議論とその特徴

法制委員会での審議が終わり、次の段階は国家立法議会における審議である。通常ならば上下両院での審議が必要となるが、消費者事件手続法が審議された当時は、2006年暫定憲法に基づく一院制の国家立法議会であったので、一院の審議のみで終了した。2007年8月に2007年憲法が施行された後も、同憲法の経過規定に基づき、国家立法議会は2007年末まで国会としての役割を果たした。

まず、2007年12月7日の国家立法議会第69回会議において、消費者事件手続法案の第一読会（法案の基本原則についての審議）が行われた。提出された法案は3つであった。第1は議員立法によるもの、第2は最高裁判所案、第3は内閣提出法案である（NLA [2007a]）。最高裁判所による法案提出は、2007年憲法の制定により認められた（2007年憲法第142条第1項第3号）。提案されたもののうち、第2の最高裁判所提出法案は、第3のものと基本原則は同様ということで取り下げられた。チャンナロンによれば、司法裁判所の一部である最高裁判所の名前で法案が独立して提出された理由は2つある。第1は、法制委員会による審議が長期化し、内閣による法案提出が行われるか不明確であったからである。なんらかの法案が提案されていなかったら、国家立法議会での審議が行われなため、国家立法議会での未審議を避けるため、法案が提案された。第2は、最高裁判所として法案を提案することにより、国家立法議会第二読会特別委員会の委員を司法裁判所から派遣するためである。法案を司法裁判所が提案しなかった場合、特別委員会委員が司法裁判所裁判官から選出されない可能性があった。内閣提案とはいえ、草案は司法裁判所が作成しているので、最後まで審議に参加して、自らの意見を表明したいと考えたからである⁽⁵⁾。

まず、法案の原則について内閣提出法案、議員提出法案の趣旨説明が行われ、第一読会は、両法案について原則承認し、内閣提出法案を主たる法案として審査することとなった。その後、第二読会での特別委員会の委員の選出が行われた。チャンチャイ・リキジッタ（Chanchai Likhitjitta）司法大臣は、3名の委員を推薦した。チャラン・パクディータナクン（Jaran Pukditanakul）裁判官、ポンデット・ワーニットチャキティクーン（Phongdech Wanitchakitikul）裁判官、ワンナチャイ・ブンバムルン（Wannachai Boonbambung）法制委員会職員である。次に、ムックダー・インティサーン（Mukda Intisan）議員から、16名の委員が推薦された。そのほか、外部有識者として3名が推薦された。19名の委員と3名の外部有識者すべてが承認された。注目すべきは、裁判所関係者の多さである。法制委員会特別委員のひとりであっ

たターニットが外部有識者として参加するとともに、法制委員会特別委員会に法案説明のために司法裁判所代表として参加していた、チャンナロン、ポンデット両名が委員として参加した。法制委員会特別委員会で中心的な役割を果たしていた3名が、国家立法議会に場所を変えても参加し、消費者事件手続法の成立に向けて関与した。タイの立法においては、第二読会において常任委員会ではなく、特別委員会が設置されることが多い。その場合、委員となるのは議員に限定されるわけではないので、専門家を委員に登用することが可能である。民事訴訟手続に関する法案であり、かつ裁判所における実務に精通する現役裁判官を委員とすることが可能であり、議会における専門的知見の確保の観点からすれば、特別委員会制度は有益な制度といえる。

国家立法議会の特別委員会において、法制委員会の議を経た草案の説明を担当したのは、ポンデットである。提案された草案の63条のうち、修正されたのは11条である。また、特別委員会の場で追加された条文が3条あり、合計66条となった。

修正のなかには、内容を明確化するためのものも多かったが、委員会審査で大きく修正された規定として次のようなものがあつた。

第1は、判決修正権の留保に関する規定である。提案された草案第38条では、裁判所が定めた期間内ならば判決を修正できるという内容であつた。これに対して、参加したある委員が、期間制限はできないのかと質問した(NLA [2007b])。法制委員会の代表者は、受けた被害の種類により損害の発現の時期が異なるので、一律に定めることはできず、個々の事例ごとに検討する必要があると説明した(NLA [2007b])。しかし、定めた期間を経過したら修正がきかないのであるから、時効に類似したものであり、それが個々によって異なるのはおかしい、裁判官の裁量に委ねるべきではないといった批判的な意見が出た。その結果、期間制限を設けることとなり、最終的には10年という期間に落ち着いた。

第2に、第38条における期間に関連して、同じく国家立法議会で審査中であつた製造物責任法との整合性についての質問が出された。つまり、製造物責

任法の草案には、損害賠償請求権の消滅時効についての規定があるが、消費者事件手続法にはなかったからである。製造物責任法の事件は、消費者事件手続法によって処理するため、その点の整合性についての質問が出された(NLA [2007b])。法制委員会における議論の中では、このような指摘はなかった。しかし、司法裁判所から来たチャンナロン委員は、すでに条文案を作成しており、すぐに審議に入ることができた(NLA [2007b])。提案された条文は2条であり、請求権の消滅時効に関するものと、時効の進行停止に関するものであった。これらは、提案どおりに承認され、新たに付け加わることとなった。

そのほかにも、司法裁判所は追加の条文案を有していた。事件が最高裁判所に上告された場合における最高裁判所の法律問題への判断と破棄差し戻しについての規定と消費者である原告が濫訴した場合における手数料負担に関する規定である。この両条文とも審議の上、採用された。そのほか、特別委員会の委員ではないが、国家立法議会議員のサマック・カオワパーナン(Samak Khaowaphanan)からの修正提案に基づき、4条が修正された(NLA [2007c])。特別委員会の審議は3回で終了し、その後第三読会での承認を経て、2008年2月25日に公布された。

国家立法議会第二読会での特別委員会の審査は3回で終了しており、草案の66条すべてを詳細に検討するには難しい状況であった。しかしながら、法制委員会の審議では気づかれることなく通過した損害賠償請求権の消滅時効について指摘があったことや、法曹出身ではない委員から判決修正権留保の問題性が問われており、短いながらも意味のある審査であったといえる。この事実はまた、司法裁判所提案の草案が不完全であったことを改めて明らかにする。

第3節 消費者事件手続法の立法過程における特徴と問題点

裁判による消費者の救済を目指した消費者事件手続法は、タイの民事訴訟制度における当事者主義の伝統から踏みだし、職権主義を大胆に取り入れ制度へと大きく変更したほか、既存の民事訴訟法典にみられるさまざまな原則が修正するものであった。通常、従来の制度を大幅に変革する際には、その立法化において困難が予想される。そのような困難を克服するためには、法律制定の主要な推進者の強い意欲が必要となる。消費者事件手続法の場合、法案作成の中心は司法裁判所であった。これは、まさに当該法律が規律する消費者事件手続を実施する担い手でもある。司法府である裁判所が立法に大きく関与しており、消費者事件手続法の立法過程の特徴のひとつといえる。

法曹の一翼を担う司法裁判所が起草した草案であるが、法曹が一体となって消費者事件手続の改革を進めていたわけではない。同法案にもっとも消極的であったのは検察庁である。最高検察事務局は25項目からなる意見書をまとめて、法案に異議を唱えたのである。意見書の中で、消費者事件は多くないとし、司法裁判所との間に大きな認識のずれがみられる。

消費者事件手続法案の立法過程において、重要な役割を担ったひとりが、最高裁判事のターニットである。ターニットは、法制委員会においては特別委員会の委員として審議に参加したほか、また国家立法議会における第二読会の特別委員会においても、委員としての参加ではないが、外部有識者として参加しており、消費者事件手続法における実質審議の場の双方に参加した。ターニットは、25年にわたって消費者事件に関与してきた自らの経験から、民事訴訟法典が定める民事訴訟手続は、消費者にとって利用しやすいものではないと考えていた⁽⁶⁾。解釈による修正もありうるが、これまで長年蓄積された最高裁判所判例や裁判官の考え方を修正するのは容易ではない。ターニットは、特別法の制定により対応するほうが得策であると考えたのである⁽⁷⁾。また、条文作成の際に、単に外国法を参照して形を整えるのではなく、自ら

が消費者事件に長年関わってきた経験から、消費者の実質的な救済には何が必要なのかという観点から法律を作成した⁸⁾。経験から導かれたこの立法方針をみると、単に裁判所における手続に関することであるから起草を担当したというよりは、消費者事件に長年携わってきた裁判官の自発的・内発的な意欲から制定を推進したものといえる。

消費者事件手続法案の法制委員会、国家立法議会における審議において、司法裁判所から選出された委員等の役割は非常に大きかった。ターニットのほか、チャンナロン、ボンデットは、法制委員会、国会立法議会の両段階において、司法裁判所の作成した草案の内容を説明するとともに、批判、疑問点が出た場合には、条文の必要性を主張し法案を擁護するなど、消費者事件手続法の制定に尽力した。

法制委員会における審議の過程のなかで、ターニットが裁判所草案に対して修正や削除の提案を行っている。草案である以上いまだ完成していないわけであるから、審議の過程において修正される可能性があるのが前提となる。しかし、司法裁判所内における草案作成過程において内容について確固たる合意が形成されていれば、法制委員会での審議過程で草案と異なる意見が表出することはない。審議過程において草案と異なる意見が表明されるのは、起草担当者間で確固たる合意が形成されておらず、また「司法裁判所として」の草案が未完成であることを意味する。このことは、消費者事件手続法草案の制定が、司法裁判所が率先して組織として推進したというよりは、消費者事件に携わってきたターニット等の一部裁判官グループが推進してきたことを表している。

加えて、法律の専門家である裁判官が作成した草案が、他の法律との整合性が図られていないという問題が生じた。製造物責任法は、消費者事件手続法によって審理する事件について定める法律であるとともに、同じ国家立法議会において審議され、非常に注目を浴びていた法律である。消費者事件手続法の審議中にはすでに法制委員会での審議を終了し、国家立法議会に法案が提出されていたので、それとの整合性がとれていないのは大きな問題であ

る。上述の機関としての草案が未完成であったこととあわせて、消費者事件手続法草案の作成が拙速であったといえる。

さらに、消費者事件手続法の立法過程の検討からタイの立法過程のいくつかの特色が浮き彫りにされた。第1は、法制委員会の審査の特質である。法制委員会は、省庁が準備した法案の文言を単に整えるだけでなく、法案の構造や重要な規定についても広くレビューする場となっている。そこでは、法制委員会は、内閣の指示または自らの判断で利害関係者（消費者事件手続法の場合、とくに司法関係機関）に法案に対する意見を聴取し、一定程度の利害調整の機能も果たしている。こうしたプロセスは、元最高裁長官、元検事総長といったいわば法曹界の重鎮が関与する形で行われており、少なくとも専門的な面での決定の重みは大きいと考えられる。第2に、国家立法議会の審議においては想定されるよりも内容に踏み込んだ審議が行われたことが示された。暫定憲法のもとで比較的短期間設置される国家立法議会については、法案を通すのが容易であるという理由で駆け込み的な立法が多いことが指摘されている。こうした見方は国家立法議会の審議が空洞化しているのではないかという疑問を生じさせるが、消費者事件手続法の事例は、限られた時間内においてかなり有益な議論が行われたことを示している。これは、直接的には法案審議のための特別委員会が外部専門家を加えて組織されたことによるが、国家立法議会そのものが（行政上、法律上の知識と経験を有すると考えられる）元官僚やさまざまな団体の代表を多く含んでいることによることも考えられる。第3に、すでに述べたように、消費者事件手続法の立法過程からはターニットなど裁判官が個人的なイニシアティブを発揮したことが大きく寄与したことが看取できる。タイの政策形成過程について、末廣 [2000] は特定個人のイニシアティブ（ないしはパーソナリティ）が果たす役割の大きいことを指摘しているが、この消費者事件手続法の事例はそうした主張を裏づけるものと言ってもよいであろう。

おわりに

既存の民事訴訟制度を大きく変革する消費者事件手続法の草案は、起草過程において裁判官委員自らが修正提案をするなど、司法裁判所として固まった草案ではなかった。草案は、司法裁判所案というよりは、起草の中心を担った裁判官グループによる生成途上の案といえる。生成途上ゆえ、不完全な草案であったことは否めない。しかしながら、非常に影響が大きい立法であり、また起草担当者が裁判官という法律の専門家が担当したにもかかわらず、不完全な草案のもとで審議を進めたのは、国家立法議会での制定を目指しての駆け込み的な立法の可能性を示唆する。

不完全な草案が出発点であったが、起草過程を通じて、試行錯誤をし、彼らの考えを反映して、完成させたことも事実である。そして、自発的な裁判官グループの意気込みは、施行細則の早期制定に表れている。開発途上国においては法律が制定されたとしても、施行細則が制定されないために、実質的な施行がされないことが多い。たとえば、タイにおいても、消費者保護法上の消費者団体認定に関する省令が公布されないため、長期間団体を認定できなかったのはその一例である。しかし、消費者事件手続法においては、制定の中心となった裁判官が施行細則の作成も担当し⁹⁾、法律の円滑な施行をもたらした。意欲的であり、かつ法律の専門家である裁判官が担当した結果といえる。タイの立法過程における「人」の重要性を顕著に示す一例である。

〔注〕 _____

- (1) 1979年消費者保護法の制定経緯については、今泉 [2001] による。
- (2) 消費者事件手続法全体の概要については、西澤 [2010] 参照。
- (3) フランスにおける消費者団体訴訟を解説するものとして、山本 [2006] がある。
- (4) 2011年8月30日に行われたインタビューによる。
- (5) 2011年8月30日に行われたインタビューによる。

- (6) 2010年8月25日に行われたインタビューによる。
- (7) 2010年8月25日に行われたインタビューによる。
- (8) ターニット裁判官は、チャンナロン、ボンデット両裁判官に外国法の調査を命じたが、実際には自らの経験から必要な制度を考えたのであり、モデルとした法律はないとのことであった。また、起草過程における裁判官たちの対応は、その他の委員たちに自らの草案を理解してもらい、賛同するように説得するものであった、と述べている。2010年8月25日に行われたインタビューによる。
- (9) 2010年8月25日に行われたインタビューによる。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 今泉慎也 [2001] 「タイ消費者法の展開と法的枠組み」(小林昌之編『アジア諸国の市場経済化と社会法』アジア経済研究所 157-190ページ)。
- 大村敦志 [2011] 『消費者法 第4版』有斐閣。
- 末廣昭 [2000] 「タイ研究の新潮流と経済政策論」(末廣昭・東茂樹編『タイの経済政策——制度・組織・アクター——』アジア経済研究所 3-57ページ)。
- 鈴木正裕 [2000] 「審理における裁判所と当事者の役割」(中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕編『新民事訴訟法講義(補訂版)』有斐閣 163-195ページ)。
- 田坂敏雄・西澤希久男 [2003] 『バンコク土地所有史序説』日本評論社。
- 西澤希久男 [2003] 「タイにおける不良債権処理とADRの活用——調停センターの役割を中心として——」(小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の紛争処理制度』アジア経済研究所 69-99ページ)。
- [2010] 「タイにおける消費者保護の実質化と手続法——2008年消費者事件手続法の検討より——」(今泉慎也編「タイの立法過程とその変容」アジア経済研究所, http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2009/pdf/2009_437_ch4.pdf, 2011年5月21日アクセス)。
- 山本和彦 [2006] 「フランスにおける消費者団体訴訟」(『ジュリスト』1320号 98-103ページ)。

<外国語文献>

- Channarong Pranicit [n.a.] *Kham athibai phraratchabanyat withiphicharana khadi phuboriphok pho.so. 2551* [解説仏暦2551年消費者事件手続法], Bangkok: Samnakngan san yutitham.

- Krasuang yutitham (司法省) [2007] *Rang praratchabanyat withiphicharana khadi phuboriphok thi yothon 0904/02914 rong wan thi 16 minakhom 2550* [仏暦2551年消費者事件手続法草案] (2007年3月16日付記録).
- Kritsadika (Samnakngan khanakammakan kritsadika / Office of the Council of State / 法制委員会事務局) [2007a] *Raingan kanprachum khanakammakan kritsadika (khanaphiset) khrang thi 1/2550* [2007年第1回法制委員会(特別委員会)会議報告].
- [2007b] *Raingan kanprachum khanakammakan kritsadika (khanaphiset) khrang thi 4/2550* [2007年第4回法制委員会(特別委員会)会議報告].
- [2007c] *Raingan kanprachum khanakammakan kritsadika (khanaphiset) khrang thi 6/2550* [2007年第6回法制委員会(特別委員会)会議報告].
- [2007d] *Raingan kanprachum khanakammakan kritsadika (khanaphiset) khrang thi 8/2550* [2007年第8回法制委員会(特別委員会)会議報告].
- [2007e] *Raingan kanprachum khanakammakan kritsadika (khanaphiset) khrang thi 9/2550* [2007年第9回法制委員会(特別委員会)会議報告].
- [2007f] *Khamsang samnakngan khanakammakan kritsadika thi 117/2550* [法制委員会事務局命令2007年第117号].
- [2007g] *Banthuek khokhwam wanthi 17 phruetsaphakhom 2550* [2007年5月17日付記録].
- Medhi Srianusorn [2008] “Naeo patibat withiphicharana khadi phuboriphok” [消費者事件手続の実施ガイド], *Kotmai mai*, 6 (97), pp. 4-10.
- NLA (National Legislative Assembly) [2007a] *Raingan prachum sapha nitibanyat haeng chart khrang thi 69* [国家立法議会第69回議事録] (http://www.senate.go.th/jeab/admin/files/prb/198/31_1.pdf, 2009年11月26日アクセス).
- [2007b] *Raingan prachum khanakammathikan wisamanphicharana rang phraratchabanyat withi phicharana khadi phuboriphok pho.so. ... khrang thi 2* [仏暦__年消費者事件手続法草案審議のための第2回特別委員会議事録] (http://www.senate.go.th/jeab/admin/files/prb/198/47_2.pdf, 2009年11月26日アクセス).
- [2007c] *Raingan prachum khanakammathikan wisaman phicharana rang phraratchabanyat withiphicharana khadi phuboriphok pho. so. khrang thi 3* [消費者事件手続法草案審議のための第3回特別委員会議事録] (http://www.senate.go.th/jeab/admin/files/prb/198/47_3.pdf, 2009年11月26日アクセス).
- Patchaya Banditaporn [2009] “Problems on Consumer Protection Procedure under the Consumer Protection Procedure Act B.E.2008, Compare with Petty Case and Class Action,” Master’s Thesis, Dhurakij Pundit University.
- Phaicit Punyaphan [2007] *Kham athibai pramuankotmai paeng lae phanit laksana lamot (phim khrang thi 12)* [解説民商法典不法行為 第12版], Bangkok: Sam-

nak nitibannakarn.

Phaiphun Nutae [2010] “The Role of Judges under the Consumer Procedure Protection Act 2008 B.E.: Problems and Obstruction,” Master’s thesis, Thammasat University (Bangkok).

Samnakngan san yuthitam (司法裁判所事務局) [2009] *Sarup chamnuan khoha thi khuensu kanphicharana khong thang 3 chansan lae san nai klum chamnan phiset banchi khadi duean makarakhom - thanwakhom pho.so. 2551* [2008年1～12月分事件種別毎通常三審裁判所および特別裁判所への訴訟提起事件数統計(簡略版)] (<http://www.coj.go.th/oppb/userfiles/file/Statistic/JanToDec2008.pdf>, 2011年5月21日アクセス).

—— [2010] *Sarup chamnuan khoha thi khuensu kanphicharana khong thang 3 chansan lae san nai klum chamnan phiset banchi khadi duean makarakhom - thanwakhom pho.so. 2552* [2009年1～12月分事件種別毎通常三審裁判所および特別裁判所への訴訟提起事件数統計(簡略版)] (<http://www.coj.go.th/oppb/userfiles/file/Statistic/JanToDec2008.pdf>, 2011年5月21日アクセス).

—— [2011] *Sarup chamnuan khoha thi khuensu kanphicharana khong thang 3 chansan lae san nai klum chamnan phiset banchi khadi duean makarakhom - thanwakhom Pho.So. 2553* [2010年1～12月分事件種別毎通常三審裁判所および専門裁判所への訴訟提起事件数統計(簡略版)] (<http://www.coj.go.th/oppb/userfiles/file/Statistic/JanToDec2008.pdf>, 2011年5月21日アクセス).

Thanit Kesawaphitak [2008] *Kham athibai kotmai withiphicharana khadi phuboriphok (phim khrang thi 2)* [解説消費者事件手続法(第2版)], Bangkok: Suptpaisal Law.

Winai Nutho [2008] *Kham athibai withiphicharana khadi phuboriphok* [解説消費者事件手続法], Bangkok: Pholsiam Printing and Publishing.

Witsanu Kreungam [2006] *Kham athibai pramuan kotmai paeng lae phanit suekhai laekplian hai (phim khrang thi 10)* [解説民商法典 売買・交換・贈与(第10版)], Bangkok: Samnak nitibannakarn.

<法律>

1979年消費者保護法。

1997年不公正契約条項法。

2008年消費者事件手続法。

民事訴訟法典。

民商法典。